

<p>(飯田市モーター類施設建築規制条例の一部改正) 3 飯田市モーター類施設建築規制条例(昭和59年飯田市条例第34号)の一部を次のように改正する。 第3条の次に次の1条を加える。 (適用除外) 第3条の2 前条の規定を除き、この条例の規定は、建築基準法の規定又は同法に基づく条例の規定に基づきもつばら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を建築してはならないこととされる区域におけるモーター類施設の建築(大規模の修繕又は大規模の様式変更を除く。)については適用しない。</p>	<p>附 則 (平成23年3月25日条例第10号) この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく松尾地区子育て住環境保全地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。</p> <p>【告示日：平成23年4月1日】</p>						
<p>附 則 (平成23年3月25日条例第10号) この条例は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく松尾地区子育て住環境保全地域に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から施行する。</p> <p>【告示日：平成23年4月1日】</p>	<p>附 則 (平成30年3月27日条例第17号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>						
<p>別表第1 (第4条関係)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定用途制限地域</th> <th>建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域</td> <td>法別表第2(り)項第3号に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td>松尾地区子育て住環境保全地域</td> <td>1 法別表第2(に)項第3号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号から第5号までに掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げる建</td> </tr> </tbody> </table>	特定用途制限地域	建築してはならない建築物	山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域	法別表第2(り)項第3号に掲げるもの	松尾地区子育て住環境保全地域	1 法別表第2(に)項第3号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号から第5号までに掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げる建
特定用途制限地域	建築してはならない建築物						
山本地区店舗型性風俗特殊営業施設制限地域	法別表第2(り)項第3号に掲げるもの						
松尾地区子育て住環境保全地域	1 法別表第2(に)項第3号に掲げるもの 2 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの 3 法別表第2(へ)項第3号から第5号までに掲げるもの 4 法別表第2(と)項第4号に掲げる建						

	<p>建築物で政令第130条の9の表中準住居地域の欄に掲げる数量を超えて貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>5 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>6 法別表第2（ぬ）項第3号(13)及び(13の2)に掲げるもの</p> <p>7 法別表第2（る）項第1号に掲げるもの</p> <p>8 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>9 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち政令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>10 前各号に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（法別表第2（は）項第1号から第4号まで及び第7号に掲げるもの、政令第130条の7の2に掲げるもの並びに工場を除く。）</p>	
別表第2（第6条関係）		
<p>特定用途制限地域</p> <p>松尾地区子育て住環境保全地域</p>	<p>築造してはならない工作物</p> <p>1 法別表第2（ぬ）項第3号(13)若しくは(13の2)の用途に供するもの又は同表（る）項第1号(21)の用途に供するもの。ただし、建築物の敷地（法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。</p> <p>2 自動車車庫の用途に供する工作物で次</p>	

	<p>の(1)から(3)までに掲げるもの</p> <p>(1) 築造面積が300平方メートルを超えるもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(2) 建築物に附属するもので築造面積に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えるもの（築造面積が300平方メートル以下のもの及び次の（3）に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 法第86条第10項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物に附属するもので、築造面積に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車庫の用途に供する工作物の築造面積及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する建築物の部分の延べ面積の合計を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前(2)の規定により算定される自動車庫の用途に供する工作物の築造面積の上限の値を合算した値を超えるもの</p>	
--	---	--